

議案第 8 0 号

羽曳野市人権条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市人権条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

インターネットによる差別的発言、誹謗中傷その他の人権侵害行為が発生している状況に鑑み、インターネットの危険性に関する啓発を推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市人権条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市人権条例(平成 12 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 市は、インターネットによる差別的発言、誹謗中傷その他の人権侵害行為が発生している状況に鑑み、人権擁護に関する啓発活動を行うに当たっては、特にインターネットによる人権侵害行為を防止するため、インターネットの危険性に関する啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市人権条例 新旧対照表

新	旧
(市の役割) 第3条 1 省略 2 <u>市は、インターネットによる差別的発言、誹謗中傷その他の人権侵害行為が発生している状況に鑑み、人権擁護に関する啓発活動を行うに当たっては、特にインターネットによる人権侵害行為を防止するため、インターネットの危険性に関する啓発を行うものとする。</u> 以下省略	(市の役割) 第3条 1 省略 以下省略